事業評価票

96	旧前田侯爵邸建物維持管理 （教育庁地域教育支援部／一般会計）	事業開始	平成　14　年度
		事業終了予定	平成　－　年度

【局評価】

1　どのような経緯で事業を始めたか、何を目指すのか

○　目黒区立駒場公園内に所在する旧前田侯爵邸洋館は、昭和39年に都が買収し、42年から東京都近代文学博物館として使用し、平成３年３月には、都指定有形文化財（建造物）となっている。

○　12年度の行政評価（二次評価）及び都庁改革アクションプランを受け、入館者の実績や都が近代文学に限定した小規模な施設を運営する意義の見直しなどを踏まえ、博物館は14年３月に廃止となったが、旧前田邸については、文化財の保護と活用を両立させる当面の活用策を実施している。

根拠法令等	文化財保護法、東京都文化財保護条例

2　どのように取り組み、どのような成果があったか

○　平成14年の博物館廃止後、活用策として、土・日・祝日は一般公開を行い、公園の休園日である月曜日を除く平日は、東京ロケーションボックスの趣旨を踏まえ、撮影使用を許可することとした（17年１月から撮影有償化）。
○　21年７月には、一般公開日を水～日及び祝日に拡大するとととともに、撮影の使用許可については、火曜日のみとした。撮影使用が週１日になったため、従来認めていた昼を挟んだ半日利用区分を廃し、１日あるいは午前又は午後の半日いずれかの区分で許可することにより、多くの利用を確保し、収入の安定を図った。
○　その結果、見学者数は20年度約58,000人から21年度約88,000人と増加した。また、撮影使用許可の件数及び収入額は、20年度74件約4,165千円から21年度66件約3,039千円となり、利用日の制約等を考慮すると収入の減少幅を抑制することができたと考える。

3　どのような課題や問題点があったか

○　本施設の活用に当たり、以下のような制約がある。
・　本施設の立地上、用途地域や都市公園法上の制限を受け、商業施設等への変更ができない。
・　都指定文化財であることから、現状変更に当たっては、文化財的価値を損なわないようにする必要がある。
・　目黒区立駒場公園の開園時間が午前９時から午後４時30分までであり、利用時間に制約がある。

○　多くの都民が訪れる施設とするためには、今後ともコンサートの開催等、文化財である本施設の価値を生かした活用が有効と考えるが、それには都民の自主的活動団体の利用も増やしていく必要がある。

○　施設の老朽化に伴う冷房設備の故障や雨漏り等への対応が必要である。

4　局として、事業をどうしていきたいか

拡大・充実	見直し・再構築	移管・終了	その他

○　本施設に係る用途地域及び法令等の規制を踏まえつつ、今後とも一般公開や貸出しなどの活用を継続していく。
○　本施設では、文化財に親しみ、理解を深めてもらうため、コンサートや講演会を実施しているが、一層の文化財保護思想の普及に向け、従来からの撮影使用に加えて、文化財建造物にふさわしい活動を希望する都民を対象に、平成23年度から有償貸出を行っている。
○　利用者からの要望に応え、営業を希望する団体に対し使用許可を行った上で喫茶スペースを設け、来館者の便益を図っている。
○　必要に応じ修繕等を行い適切な保存に努めていく。

歳入			歳出		
	22年度決算額	2,307 千円		22年度決算額	19,961 千円
	23年度予算額	2,242 千円		23年度予算額	25,811 千円
	24年度見積額	3,391 千円		24年度見積額	23,490 千円

【財務局評価】

5　財務局として、成果や課題などについて、どう考えたか

○　都指定の有形文化財であることから、一義的には必要に応じた修繕など、適切な保存管理に努めることが不可欠である。

○　一方で、文化財活用の観点から、来館者の増加に向けた取組を継続的に検討するとともに、利用者のニーズを的確に捉えた上で便益を図っていく必要がある。

6　24年度予算で、どのように対応したか

拡大・充実	見直し・再構築	移管・終了	その他

○　局案どおり予算を計上する。

歳入	24年度予算額	3,391 千円
歳出	24年度予算額	23,490 千円